行政機能 農林 水産 住宅• 保健医療 エネル 情報通信 交通• 国土保全 産業 土地 警察・ 金融 環境 利用 都市 構造 物流 • 福祉 消防 水害から人命を守りたい (開始年度) No.61 国土交通省 税制優遇 不動産取得税:平成3年度 固定資産税 : 平成 31 年度 高規格堤防整備事業の促進に係る不動産取得税および 固定資産税の特例措置 高規格堤防は、首都圏、近畿圏の人口・資産等が高密度に集積しているゼロメー トル地帯等の低平地において、幅の広い緩傾斜の堤防として整備するものであり、 堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐことができます。さらに周辺住民等の避難場所 として機能し、良好な都市空間・住環境が形成されるなど多面的な効果が発揮され ます。 制度の 高規格堤防の整備による水害リスクの軽減効果は、高規格堤防の整備区域のみな 趣旨•背景 らず周辺の住民等、更には我が国の社会経済活動等にも発揮しますが、整備にあた っては整備区域内の多くの住民等の理解と協力が必要不可欠であり、住民等との合 意形成の円滑化が事業推進の喫緊の課題となっています。このため、本特例措置の 創設により、住民等との合意形成を円滑に進め、高規格堤防の整備を加速化するも のです。 【不動産取得税】 高規格堤防整備事業により家屋の一時移転の対象となった者に対し、高規格堤防 整備事業の区域内に建替家屋を取得した場合における不動産取得税について、従前 家屋の価格を控除します。 ■特例措置の内容 高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に、従前権利者が建替家屋を取得した 場合に、課税標準から従前家屋の価格を控除する。 【固定資産税】 制度の 内容 高規格堤防整備事業により高規格堤防整備事業の区域内に従前権利者が新築する 家屋の固定資産税について税額を減額します。 ■特例措置の内容 高規格堤防整備事業のために使用された土地に、従前権利者が取得した建替家屋 の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居 住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額する。 ■特例期間(不動産取得税、固定資産税とも) 令和4年4月1日~令和6年3月31日(2年間) 高規格堤防整備において家屋の移転補償金を受けた者 対象と なる方 国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 問い合わせ TEL: 03-5253-8455 先など